

## 南魚沼市奨学金所得要件

- 1 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。父母が居ない場合、代わって家計を支える人）の1年間の「認定所得金額」が、次の「所得基準額」以下であること。

### 所得基準額

区分		所得基準額 (高校・高等専門学校)	所得基準額 (専門・短大・大学)
世帯人員	2人	165万円	198万円
	3人	190万円	212万円
	4人	206万円	229万円
	5人	221万円	239万円
	6人	234万円	250万円
	7人	246万円	262万円
	8人	257万円	274万円

- 2 「認定所得基準」とは、本人の保護者の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、次の「特別控除額」を控除した金額をいう。

### 「特別控除額」

- (1) 給与所得者の控除額

(A)

年間総収入金額 (=源泉徴収票の支払金額 1万円未満切り捨て)	特別控除額
0万円～268万円未満	年間収入金額と同額
268万円以上400万円以下の場合	年間収入金額×0.2 + 214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間総収入金額 (=源泉徴収票の支払金額 1万円未満切り捨て)	特別控除額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下	年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下	年間収入金額×0.3 + 18万円
360万円を超え660万円以下	年間収入金額×0.2 + 54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間収入額×0.1 + 120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入額×0.05 + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

(注) 1万円未満は四捨五入

(注) 生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあつては (A) の表、少ない者にあつては (B) の表を適応する

- (2) 給与所得以外の場合の控除額

必要経費の額。必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼

料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。（注）1万円未満は四捨五入

(3) その他の控除額

区分	特別の事情	特別控除額						
就学者分控除	※1 就学者のいる世帯（児童・生徒・学生1人あたり）	小学校		31万円				
		中学校		46万円				
		高等学校	国公立		39万	69万		
			私立		88万	118万		
		高等専門学校	※2 国公立	39万	43万	69万	72万	
			※2 私立	88万	87万	118万	116万	
		大学	国公立		74万		121万	
			私立		133万		180万	
		専修学校	高等課程	国公立	39万		69万	
				私立	88万		118万	
専門課程	国公立		36万		81万			
	私立		102万		147万			
その他	母子・父子世帯	99万円						
	障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円						
本人分控除	高校に在学・進学の場合	国公立		39万		69万		
		私立		88万		118万		
	高等専門学校に在学・進学の場合	※2 国公立	39万	43万	69万	72万		
		※2 私立	88万	87万	118万	116万		
	※3 大学に在学・進学の場合	国公立	23万+授業料年額		70万+授業料年額			
		私立	37万+授業料年額		84万+授業料年額			
	※3 専修学校の専門課程に在学・進学の場合	国公立	19万+授業料年額		64万+授業料年額			
		私立	41万+授業料年額		86万+授業料年額			

※1 奨学金の貸与を受けるものを除く世帯員を対象とする。

※2 39万円控除：1学年～3学年 43万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 69万円控除：1学年～3学年 72万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 88万円控除：1学年～3学年 87万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 118万円控除：1学年～3学年 116万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 （ただし、本人分控除の専攻科は対象外）

※3 「授業料年額」とは、在学している大学または専修学校専門課程の申し込み時における授業料年額とする。

※4 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除を合わせて控除することができる。

※5 貸与奨学金の申し込み時において、大学生までの子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、本人控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除する。

※6 父母が低収入または無収入で家計を維持できず、他の者の援助を受けている場合は、父または母の収入に援助金額を加算して計上する。